

更 新 箇 所 一 覧

ページ	区 分	更新前	更新後
6	入札説明書 15(2)落札者の選 定体制	国は、落札者の選定に当たり、客観的な評価を行うため、法務省内に設置した「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）に、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、同委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。	国は、落札者の選定に当たり、客観的な評価を行うため、法務省内に設置した「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業評価委員会」（以下「市場化テスト評価委員会」という。）に、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、同委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。
7	入札説明書 15(3)ア(イ)	国は、入札参加者が提出した提案書類について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を事業者選定委員会に委ねる。	国は、入札参加者が提出した提案書類について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を市場化テスト評価委員会に委ねる。
7	入札説明書 15(3)ア(エ)	国は、事業計画の提案内容の評価に関する事業者選定委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。	国は、事業計画の提案内容の評価に関する市場化テスト評価委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。